



違反対象物公表制度



重大な消防法令違反の建物を
ホームページ上で公表します

★違反対象物公表制度とは？

利用者自らが建物の情報入手して利用を判断できるように、
重大な違反建物の情報をホームページ上に公表し、建物の関係者
及び利用者の防災意識を高める事を目的としています。

★対象となる建物は？

旅館・ホテル・病院・社会福祉施設・不特定多数の方が利用する建物等

★重大な消防法令違反とは？

- ・屋内消火栓設備
- ・スプリンクラー設備
- ・自動火災報知設備

- ① 義務付けられた消防設備が
設置されていない
- ② 維持管理ができていないため
消防設備が使用できない



★どのように公表される？

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に重大な消防法令違反を通知した日から
一定の期間が経過してもその違反が認められる場合

- ①建物名称
- ②所在地
- ③違反事項
- ④違反内容等
- ⑤その他消防長が認める事項

建物関係者の方へ

建物の増増改築、用途変更等を計画する際は、事前に相談してください

公表開始時期 H29年7月1日より公表開始！！



熱海市消防本部消防総務課予防室・電話0557-86-6510